

# 早良ニュータウン自治会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、早良ニュータウン自治会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、地域住民の親睦を図りながら次に掲げる事業を行い、良好な地域社会の維持及び形成に努め、もって、住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。

(1) 会員相互の連絡に関すること

(2) 区域内の清掃・美化など環境整備に関すること

(3) 集会施設その他の資産の維持管理、運営に関すること

(4) 福利、厚生に関すること

(5) 防火、防災、防犯及び交通安全に関すること

(6) 文化、体育、レクリエーション等に関すること

(7) その他目的達成に必要なこと

(区 域)

第3条 本会の区域は、次のとおりとする。

早良ニュータウン敷地（別紙1 共用施設、以下「本施設」という。）の団地内（事務所）

第4条 本会は、事務所を早良ニュータウン集会所（早良区内野7丁目12番6号）に置く。

## 第2章 会員及び賛助会員

(会員及び賛助会員)

第5条 区域内に住所を有する個人は、全て本会の会員となることができる。

2 本会は、正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

3 区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、本会の賛助会員になることができる。

(入退会及び資格喪失)

第6条 本会に入会しようとする者又は本会を退会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

- 2 会員が退会したとき、死亡したとき及び区域外に住所を移したときは、会員の資格を喪失する。

(会 費)

第7条 会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。会費は、総会において決定する。

- 2 会員に特別な事情がある場合は、会費を減免することができる。減免を受けようとする者は、会長へ届出なければならない。

### 第3章 役 員

(役員の種類及び選任)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 事務局長 1名
  - (4) 書 記 1名
  - (5) 会 計 1名
  - (6) 評議員 若干名
  - (7) 監 事 2名
- 2 役員は、総会において会員の中から選任する。
  - 3 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理し、必要な書類を管理する。
- 4 事務局長は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。
- 5 評議委員は、本会の会議運営を図る。
- 6 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
  - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること

(任 期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第4章 組 織

(校区委員)

第11条 本会に、次の校区委員を置く。

(1) 男女共同参画協議会委員 3名 (任期2年)

(2) 人権尊重推進協議会委員 2名 (任期2年)

(組 長)

第12条 本会の運営を円滑に行うため組長及び担当員を置く。

2 各組では、会員の中から組長を選出する(11組、任期1年)。

3 町内では、会員の中から体育振興担当員3名、環境・防災担当員1名及び交通・防犯担当員1名(任期2年)、連絡委員1名(任期1年)を選出する。

(連合組織)

第13条 本会は、広域的問題に対処するため、自治会の連合組織に参加する。

## 第5章 総 会

(種 別)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年度決算終了後2カ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 全会員の5分の1以上から請求があったとき

(3) 第9条第6項第4号の規定により監事からの開催の請求があったとき

(権 限)

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画、事業報告に関する事項

(2) 予算、決算に関する事項

(3) 資産及び会費に関する事項

(4) 役員の選任に関する事項

(5) 規約の改正に関する事項

(6) その他重要事項

(招 集)

第16条 総会は、会長が招集する。ただし、第9条第6項第4号の規定によるときは、監事が招集することができる。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して総会開会の15日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会する事ができない。

(総会の議決)

2. 総会の議事は、この規定に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

3. 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 事業報告および事業計画
- (2) 収支決算および収支予算
- (3) その他、定例的事項

但し、規約の変更・財産処分及び解散の決議、代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員の設置、代表者や監事の選任等の重要事項については第1項の規定による。

(総会の書面表決等)

4. 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

5. 前項の場合における第18条の第1項及び第18条の第2項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録等)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状提出者を含む。）

- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過、概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名 2 人以上が、署名押印しなければならない。

## 第 6 章 役員会

(構成及び権限)

第 20 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招 集)

第 21 条 役員会は、会長が必要と認めたとき、招集する。

2 会長は、役員 2 分の 1 以上から会議の目的を示して請求があったときは、役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、書面をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 22 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(成立要件、議決等)

第 23 条 役員会は、役員 過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ず出席できないため委任状を提出した役員については、出席者数に加えるものとする。

2 役員会の議事は、出席した役員 過半数をもって決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

3 役員会の議事については、第 19 条の規定を準用し議事録を作成するものとする。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 24 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費

- (3) 活動に伴う収入
  - (4) 資産から生ずる果実
  - (5) その他の収入
- (資産の管理及び処分)

第25条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決により定める。

- 2 本会の資産で第24条の第1項第1号に掲げるもののうち別に総会で定めるものを処分し又は担保に供する場合において4分の3以上の議決を要する。
- (経費の支弁)

第26条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第27条 本会の事業計画及び予算は、会計年度内における全ての収入及び支出の予定を計上し、総会の議決により定める。

- 2 事業報告及び決算は、毎会計年度終了後2カ月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第29条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得た後、福岡市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第30条 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 本会の解散の時に有する残余財産は、総会において会員の4分の3以上の議決を得て本会と類似の目的の非営利団体に寄付するものとする。

## 第9章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第31条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
  - (2) 会員名簿
  - (3) 役員名簿
  - (4) 認可及び登記等に関する書類
  - (5) 総会及び役員会の議事録
  - (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類並びに財産目録その他の資産の状況を示す書類
  - (7) その他必要な帳簿及び書類
- (委 任)

第32条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て会長が定める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

一部改正 平成28年4月1日から施行する。